株式会社高知銀行

## お客さま情報の紛失(誤廃棄)について

この度、弊行におきまして、お客さま情報が記載された書類を紛失(誤廃棄)している事実が判明いたしましたので、ご報告いたします。

情報管理の重要性につきましては、日頃より徹底してまいりましたが、このような事態を招きましたことを心より深くお詫び申し上げます。

### ○紛失の概要

- ·該当店舗:宿毛支店(高知県宿毛市宿毛5376番地2)
- ・書類名:ATMジャーナル(取引内容を記録したロール状の記録紙)31個
- ・取引期間:平成27年4月1日から平成28年1月29日
- ・該当する取引件数:26,922件

## ○紛失(誤廃棄)した情報の内容

1. お取引が預金の入出金および残高照会の場合

お客さまの氏名 (カタカナ)、銀行コード、支店コード、預金科目コード、 口座番号、お取引金額、お取引後残高、手数料

2. お取引が振込の場合は上記1に加えて以下の情報

お受取人の氏名 (カタカナ)、取引銀行名、支店名、預金種別、口座番号、 ご依頼人の電話番号

※ 暗証番号・住所・生年月日に関する情報は含まれておりません。

#### ○紛失の経緯および紛失による影響

宿毛支店におきまして、ATMジャーナルを保管していた段ボール箱(1箱) を紛失していることが平成29年11月13日に判明いたしました。

当行では、後日のATM取引に関するお問い合わせ等に備えるため、内規としてATMジャーナルを一定期間保存し、保存期限を経過後に溶解処分しております。

今回の紛失を受けて行内で調査した結果、平成29年7月10日に保存期限を経過した書類を溶解処分するため搬出する際に、別途保管していた当該ATMジャーナルを誤って一緒に搬出し、溶解処分した可能性が極めて高いものと判断しております。

なお、これまでのところ、本件につきまして、お客さまの情報が不正に利用 されたとのご連絡やお問い合わせはいただいておりません。

# ○再発防止策

当行は、今回の事態を真摯に受け止め、書類等の保管に関するチェックの厳格化を図るなど、お客さま情報の管理を一層徹底し、再発防止に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

お客さま相談室 1088-871-1187

受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は除きます)